

(別紙)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び
地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱

第4 先進的事業支援特例交付金（市区町村全域を単位として作成する整備計画に対する交付金）

(2) 先進的事業整備計画

ア～ウ （略）

エ 先進的事業支援特例交付金の交付（先進的事業整備計画に係る分）

(ア) 対象事業

規則第4条第5号、第5条第3号、第6条第2号（ユニット型施設を整備する事業に限る。）及び同条第7号に定められた次に掲げる事業に要する経費を対象とする。

㉟ f 既存の小規模福祉施設において消防法施行令改正に伴い平成21年4月より設置が義務化されたスプリンクラー及び自動火災報知設備並びに消防機関へ通報する火災報知設備等を整備する事業

対象とする施設等

① スプリンクラー設備を整備する事業

- ・小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム
- ・小規模（定員29人以下）の老人保健施設
- ・認知症高齢者グループホーム（スプリンクラー設備の設置義務が課されていない施設にスプリンクラー設備を設置する場合を含む。）

② 自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を整備する事業

- ・認知症高齢者グループホーム

(イ) 交付額の算定方法

a 算定方法

先進的事業支援特例交付金については、予算の範囲内で採択することとし、その交付額の算定にあたっては、市町村ごとに先進的事業整備計画に記載された事業について、別表3（2）の第1欄に定める事業の区分ごとに、第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものと